

沖縄B.M.C.(宴会支配人協議会)会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は沖縄B.M.C.(宴会支配人協議会) Okinawa Banquet Managers' Conference という。本会は「全国B.M.C.」(全国12地区)に所属する。

(目的)

第2条 本会は料飲業務に関するあらゆる分野の健全な発展を促し、もって業界の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1)料飲宴会業務に関する調査研究と資質向上のための研修会(講演会)などの実施。
- (2)事業計画に沿って、例会又は役員会を開催実施。
- (3)会員相互の親睦のための行事の開催。
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織

(役員)

第4条 本会は次の通り役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 若干名
- (3)事務局長 1名
- (4)会 計 1名
- (5)会計監査 1名

(役員の仕事)

第5条 1、会長は本会を代表し例会、役員会を招集しその議長となる。
2、副会長は会長を補佐し会長が事故等にあつて欠けた時はその職務を代行する。
3、会計係は本会の運営に必要な一切の会計事務を行う。

(任期)

第6条 1、役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。
2、補欠で選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第7条 本会に事務局を置き、会の仕事を取り扱う。事務局に事務局長を置く。

第3章 会員及び入退会、会費

(会員)

第8条 本会の会員は次の通りとする。

1、正会員

本会の会員は、沖縄地区での国際観光ホテル整備法に適合するホテルの料飲、宴会業務に従事する責任者、及び代理者とする。

2、賛助会員

料飲関係企業、又は団体に所属する者で会員の推薦したものとする。

3、会友(個人会員)

元役員及び沖縄B.M.C.活動に携わった者とする。

(入会)

第9条 本会に入会するには下記に定める条件をみたさなければならない。

- (1)本会正会員の推薦を受けること。
- (2)本会役員会における全員一致の承認を受けること。

(会費)

- 第10条 1、本会の年会費は全国B.M.C.会費と沖縄B.M.C.会費とする。
 (1)全国会費は定められた金額を納入するものとする。
 (2)地区会費は定められた金額を納入するものとする。
2、賛助会員年会費は12,000円とする。
 途中入会時の会費は、月割りとし入会月から年度末とする。
3、特別例会の新春の集いの会費はその都度事務局より各々に案内する。

(退会)

- 第11条 1、会員が本会を退会する場合はその旨を会長に届けなければならない。
2、この場合既に納入された会費及び全国B.M.C.会費は返還しないものとする。

第4章 会議 会計

(会議)

- 第12条 会議は例会、役員会、総会とする。

(会計)

- 第13条 1、本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
2、本会の会計は年度終了時に監査役に監査を受け承認後、総会にて報告されねばならない。

第5章 付則

(会則の変更)

- 第14条 本会の会則を変更する場合は総会において会員の過半数が出席し議決されなければならない。